

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県佐渡市

2 構造改革特別区域の名称

佐渡市地域限定特例通訳案内士養成特区

3 構造改革特別区域の範囲

新潟県佐渡市の全域

4 構造改革特別区域の特性

佐渡市は、日本海の中央、新潟県の北西に位置する日本海側最大の島であり、面積は855 k m²で、東京 23 区の約 1.4 倍である。

本市は、国際保護鳥のトキ最後の生息地であり、現在、野生復帰を果たしたトキと人が共生する環境づくりを目指し、トキの野生復帰に向けての取り組みが行われている。

また、平成 23 年 6 月に後世に残すべき生物多様性を保全している農業上の土地利用方式や景観についてジアス (GIAHS) 世界農業遺産に認定され、世界文化遺産を目指す「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」や世界ジオパークへの加盟を目指す「佐渡ジオパーク」の取り組みを展開している。

本市は、その周囲を日本海に囲まれており、本市在住以外の通訳案内士が活動を行う場合は海上航路を利用して来島しなければならない、日常的に観光案内ガイドを行う通訳案内士の確保が難しい状況にある。

本市における外国人宿泊者数の推移を比較すると、平成 16 年度の 3,076 名から平成 26 年度には 6,065 名と倍増している。また、地域別では、アメリカ、ヨーロッパ地域等からの英語圏の外国人旅行者数は、平成 16 年度の 422 名から平成 26 年度には 633 名と増加傾向にあることから、英語で対応する通訳案内士の確保が急務となっている。

本市は、「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」内での目標として、観光入込数を平成 27 年度 53 万人から平成 31 年度には 70 万人とし、年間 100 人以上が参加する着地型商品数を平成 26 年度の 6 コースから平成 31 年度は 10 コースへ増加させることとしている。

世界農業遺産、世界文化遺産、世界ジオパークの 3 つの世界登録を目指しながら、外国人観光客への対応を積極的に進め、豊富な資源を活用し、多様化する顧客ニーズと観光形態に合った新たな観光メニューを常に提案していくとともに、効果的な魅力発信を展開する。

5 構造改革特別区域計画の意義

佐渡市では、すでに世界認定となっている世界農業遺産の他、日本認定後に世界ジオパークへの登録を目指している佐渡ジオパークに加え、江戸から明治、平成の操業停止に至るまで 400 年に亘る先人達の営みや、鉱山技術や生産システムの変遷のほぼすべてを見ることができ、世界でも例のない貴重な遺産である佐渡金銀山の世界文化遺産登録を目指している。一方で、今まで本市の個人外国人旅行者はそれほど多くなかったこともあり、本市の通訳案内士は、平成 28 年現在、4 名登録されており、そのうち活動しているのは数名程度であり、今後、佐渡金銀山が世界文化遺産登録となった場合、外国人旅行者の増加が見込まれており、通訳案内士の需要を考えると受入態勢整備は緊急の課題となっている。

そのために、本市の観光魅力をよりの確に伝えることのできる地域限定の通訳案内士を養成・確保することは、当地域を訪れた外国人観光客の満足度の向上や、滞在期間の延長が図られるとともに当地域への再来訪や認知度向上などにつながることから、外国人観光客数のさらなる増加が企図されるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市の豊富な観光資源や自然環境を楽しんでもらうため、また世界中の方々に言語の不安なく本市を訪れていただくため、外国人観光客との重要な接点となる通訳ガイドサービスの充実を目標とし、当該特区により、通訳案内士の認定要件を緩和することで、通訳案内士の不足を解消する。それにより外国人旅行者の受入環境の充実を図り、外国人向けのビジネスの拡大及びサービスの向上を実現する。ひいては、観光消費の拡大及び地域観光の振興に貢献するものである。

【評価指標及び数値目標】

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
地域限定特例通訳案内士数（人）	2 0	2 0	2 0	2 0
案内申込み外国人観光客数（人）	0	1,000	1,500	2,000

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

通訳案内士を活用した外国人旅行者向けのガイドビジネスの拡大により、雇用の創出や地域経済の活性化が図られる。また、外国人旅行者の満足度が向上することで、外国人旅行者の増加とそれに伴う宿泊者の増加などによる滞在期間の延長が図られ、当地域への再来訪や認知度向上などにつながる。

8 特定事業の名称

1 2 2 9 地域限定特例通訳案内士育成等事業

別紙

1 特定事業の名称

1 2 2 9 地域限定特例通訳案内士育成等事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

本構造改革特別区域内で通訳案内士として活動することを前提に、佐渡市が実施する通訳案内に関する研修を修了し、登録を受けた者

3 当該規制に特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別特区計画の認定の日

4 特定事業の内容

1) 事業に関与する主体

佐渡市

2) 事業が行われる区域

佐渡市の全域

3) 事業実施期間

認定を受けた日から、佐渡市認定通訳士の必要性が認められなくなるまでの期間

4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

当該特区内において、地域限定特例通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能になる。

5 当該規制の特例措置の内容

1) 地域限定特例通訳案内士を導入する目的

本市では世界遺産登録を目前に外国人旅行者も増加傾向にあり、本市の通訳案内士は数名程度活動しているのみで不足している現状であり、受入態勢整備が緊急の課題であるため。

2) 地域限定特例通訳案内士に求める役割及び期待される効果

地域限定通訳案内士が活躍することで本市の観光魅力をよりの確に伝え、外国人旅行者の満足度が向上し、外国人旅行者の増加とそれに伴う宿泊者の増加などによる滞在期間の延長が図られ、当地域への再来訪や認知度向上などにつながる。

3) 研修の詳細な内容及びカリキュラム、修了時の効果測定方法について

(1) 研修の詳細な内容及びカリキュラム

佐渡市地域限定特例通訳案内士を育成・確保するため、研修会を開催する。

英語の地域限定特例通訳案内士の登録要件として、予定している研修内容等については次のとおりである。

① 語学力について

対象言語は英語とし、下記に示す語学力を有する者を対象とする。

言語	母国語	語学力
英語	日本語	TOEIC730 点程度、英語検定準 1 級程度
	英語	日本語能力検定 N 2 級程度
	日本語・英語以外	TOEIC730 点程度、英語検定準 1 級程度及び日本語能力検定 N 2 級程度

② 研修の内容・カリキュラムについて

研修項目	研修内容	時間
オリエンテーション コミュニケーション ホスピタリティー	・通訳案内士と地域限定特例通訳案内士の違い ・外国人旅行者に対するマナーに関する知識 ・接遇、おもてなし精神の滋養	2 時間
佐渡の地理・歴史、 観光等	・佐渡の歴史や文化、自然環境や観光名所等に関する知識	10 時間
観光客特性	・外国人観光客の特性及び嗜好	2 時間
旅程管理	・旅行者の移動の円滑化に関する知識 ・安全対策、事故発生時の対処	10 時間
救急救命	・心肺蘇生法、AED の取扱い	3 時間
現場実習	・現地に赴き、研修内容を実践	18 時間

○オリエンテーション・コミュニケーション・ホスピタリティー

(研修時間：2 時間)

- ・研修の開催に当たっての説明及び地域限定特例通訳案内士と通訳案内士の違いについて説明を行う。
- ・外国人旅行者の特長、習慣、マナーに関する知識、おもてなしの精神について学ぶ。

○佐渡の地理・歴史、観光等 (研修時間：10 時間)

- ・佐渡市の地理・歴史、観光資源概要、世界遺産、伝統文化、自然遺産等について学ぶ。

○観光客特性 (研修時間：2 時間)

- ・外国人観光客の特性及び嗜好について学ぶ。

- 旅程管理（研修時間：10 時間）
 - ・旅行者の移動の円滑化に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理能力を学ぶ。
- 救急救命（研修時間：3 時間）
 - ・日本赤十字社、消防局、市町村等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講させることで、AED の取扱いや応急（救命）手当ての知識・技術を習得する。
- 現地実習（研修時間：18 時間）
 - ・模擬ツアーでガイドスキル向上研修を行う。

③ 研修の効果測定方法について

上記のとおり、本市が指定する研修を全て受講し、かつ語学力の要件を満たすものは、登録にあたり口述試験を受けることとする。この口述試験は1人あたり15分程度の面接形式とし、研修の理解度を測るほか、スピーキングスキルやプレゼンテーション能力、ガイド能力についても審査の対象とする。

4) 顧客の求める日時に応じて地域限定特例通訳案内士を常時手配できる方法について

事業の実施主体である佐渡市が提示する構造改革特別区域佐渡市認定通訳ガイドの育成等事業について、佐渡市から適格性があると認められる事業者等に委託を行い、研修運営・実施を行う。

研修修了者は、佐渡市に地域限定特例通訳案内士として登録申請を行うこととし、登録した地域限定特例通訳案内士を自治体ホームページや窓口等において周知を図り、外国人観光客のニーズに応えられる体制をとる。

5) 通訳案内士制度及び地域限定通訳案内士制度とは別の制度であることの周知に係る方法

地域限定特例通訳案内士の研修受講者に対しては、研修時のオリエンテーションにおいて、通訳案内士と異なる点について説明を行う。

また、旅行会社やメディアに対しても現行の通訳案内士とは異なる制度であることについてホームページや説明会等を活用し周知を行う。

6) 研修受講者が将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

質の向上を目的に、県や通訳案内士団体が実施している説明会や研修会を案内し、積極的に参加を促し、ガイドレベルの向上を図るとともに、将来的には通訳案内士（国家資格）を取得するよう奨励する。